競争評価チェックリスト

法律又は政令の名称:成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案(金融庁所管法律部分(別紙参照))

規制の名称:成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等

※ 規制の名称(規制の単位)については、規制の事前評価書と同じにする。一つの評価書に複数の規制が含まれる場合には、規制ごとにそれぞれチェックリストを作成する。

規制の区分:新設、改正(拡充、緩和)、廃止 ※いずれかに〇印を付す。

案の区分 : 改正案

担当部局 : 金融庁総務企画局企画課調査室

評価実施時期:平成30年3月13日

(1) 事業者の数の制限

問1:規制が、事業活動の要件として許認可等を設定するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

はい

本規制は、許認可等の拒否要件や法人役員等の欠格条項としていた成年被後見人等を個別審査の対象とするものであり、事業活動の要件を緩和する観点から許認可等を設定するものである。

問2:規制が、事業者が活動する地理的範囲を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

<u>いいえ</u>

本規制は事業者又はその役員等の適格性に関するものであるため。

問3:規制が、既存事業者と比べて新規参入者に対してより大きいコストを負担させるか、又は新規参入に際して負担が生じ退出する際に回収できないコストを発生させるか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

<u>いいえ</u>

本規制は既存事業者・新規参入者の区別なく適用される。新規参入に際して負担が生じ退出する際に回収できないコストを発生させるものではない。

(2) 事業者の競争手段の制限

問1:規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

本規制は事業者又はその役員等の適格性に関するものであるため。

問2:規制が、事業者が供給する商品・役務の種類、品質、性能、規格等を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

本規制は事業者又はその役員等の適格性に関するものであるため。

問3:規制が、事業者が供給する商品・役務の広告又は宣伝の方法、営業の方法、販売 の方法等を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

本規制は事業者又はその役員等の適格性に関するものであるため。

(3) 事業者の競争回避的行動の誘発

問:規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量の具体的な計画や見通し等の情報を公開することを義務付ける、又は事業者間において当該情報の交換を促す仕組みを設けるものか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

本規制は事業者又はその役員等の適格性に関するものであるため。

(4) 需要者が利用できる情報・選択肢の制限

問:規制が、需要者が利用できる商品・役務の情報・選択肢を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

本規制は事業者又はその役員等の適格性に関するものであるため。

結論

上記(1)~(4)を踏まえると、本改正案は、競争に負の影響を及ぼす可能性はない。

※ 上記(1)~(4)を踏まえ、競争状況への影響についての最終的な評価を記載する。競争に負の影響を及ぼす可能性があるとなった場合には、評価内容を規制の事前評価書に記載する (本案は「4 副次的な影響及び波及的な影響の把握」の欄、代替案は、「6 代替案との比較」の欄)。 無尽業法(昭和六年法律第四十二号)

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)

金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)

公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)

協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)

船主相互保険組合法(昭和二十五年法律第百七十七号)

投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)

信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)

長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)

労働金庫法 (昭和二十八年法律第二百二十七号)

銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)

貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)

保険業法(平成七年法律第百五号)

資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)

社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律(平成十三年法律第百三十一号)

信託業法 (平成十六年法律第百五十四号)

保険業法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十八号)

株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)

電子記録債権法 (平成十九年法律第百二号)

資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)